

承認工場研修会

～承認工場に対する理解を深めるために～

平成28年度
監視部保税地域監督官

説明内容

■ 定率法第13条承認工場

- ◆ 承認要件
- ◆ 義務・制限
- ◆ 飼料の規格
- ◆ 役割と責任
- ◆ 製造終了届
- ◆ 変更事項

■ 暫定法第9条の2承認工場

- ◆ 定13条承認工場との関係
 - ・ 同様な又は準用する事項
 - ・ 相違する事項
 - ・ 留意事項

1 免税制度の趣旨

関税定率法第13条承認工場制度の趣旨



- ▼ 飼料の製造に使用される輸入原料品(とうもろこし、こうりゃんその他
グレインソルガム等)の 関税負担を軽減し、
- ▼ 良質かつ低廉な飼料を畜産農家等に対し安定供給することにより、
- ▼ 畜産業、水産業等の育成と国民生活の安定等を図ろうとするものです。

農産物の国内生産者への影響を配慮し、原料の横流し(コーンスターチ製造用等)を防止
するとともに、本制度の趣旨・目的に沿った

適正な実施及び関税債権を確保するため、



承認制度

用途外使用・同種原料品の混用使用の制限

製品検査

記帳義務等

が課せられています。

⇒ 税関の監督及び取締りを徹底する体制が講じられています。

2 制度の変遷

単体飼料

● 平成元年

- 畜産物の生産コストの低減を図るため、単体飼料(加熱圧ペンとうもろこし)について関税割当制度を導入。

● 平成8年

- 単体飼料における関税割当制度実施状況を踏まえ、加熱圧ペンとうもろこし等、加熱処理を行った単体飼料の原料(とうもろこし、こうりゃん)について、免税制度を導入。

※丸粒とうもろこしについては、関税割当制度を平成7年度から導入。

配合飼料

- 免税輸入された原料が飼料以外の用途に横流しされることを防止するため、飼料の製造に当たって、関税定率法施行規則の別表による点数制(免税原料品に一定割合の副原料を混入することが要件)とされていた。

- ウルグアイラウンドにより、畜産物に係る関税が順次引き下げられる中、
 - ・ 配合飼料のより低廉な供給が求められたこと
 - ・ 自由な飼料設計を可能としてほしい旨の関係業界からの強い要望があったことから、平成8年度から、関税定率法施行規則の改正が行われ、点数制の大幅な見直しが行われ、現在に至っている。

※従前、配合飼料の原料として免税原料品であった脱脂粉乳及びホエイパウダーについては、ウルグアイラウンドにより、平成7年度から関税割当制度に移行。

3 承認要件

定率法基本通達 1 3-1 (承認要件)

① 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること

イ 申請者が法第13 条第1項又は暫定法第9条の2第1項《オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用》の製造工場の承認を取り消された者であって、その取り消された日から3年を経ない場合。

ロ 申請者が法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経ない場合。

ハ 申請者が法その他の関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経ない場合。

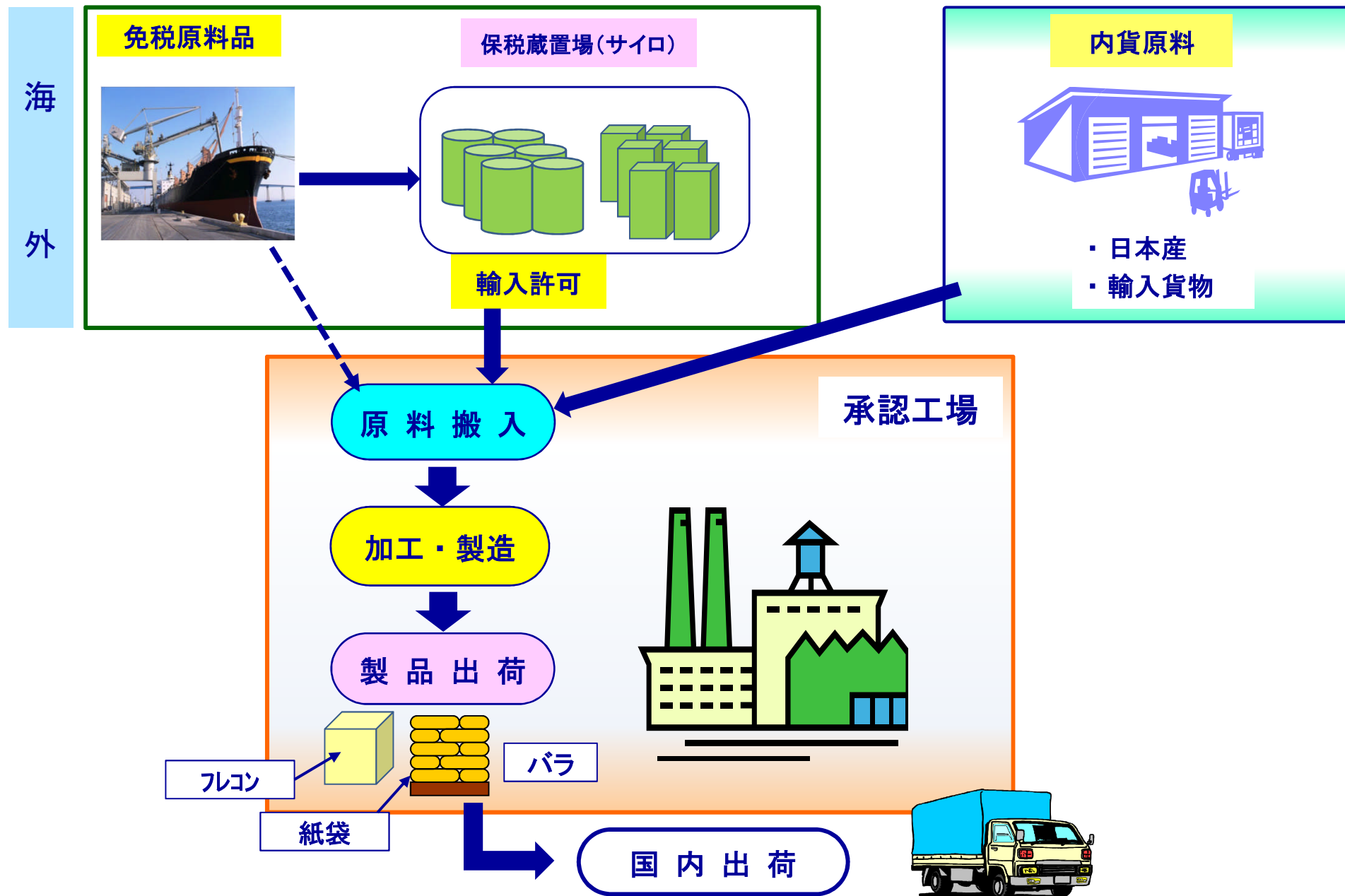
ニ 申請者が上記のイからハまでに該当する役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合。

ホ 申請者の経営状況からして法の規定により課される関税等の徴収の経済的負担に耐えないと認められる場合(例えば、繰越欠損金が資本金の範囲を超えている場合で、かつ、今後の経営計画等により繰越欠損金の減少が見込まれない場合等)

ヘ 製造工場における輸入原料品、製品等を適正に管理するための責任体制、業務手順等を確保できる十分な能力がないと認められる場合

② 飼料用への加工を行う設備や計量器を設置しているなど、設備が製造工場として適していること。

4 貨物の流れ

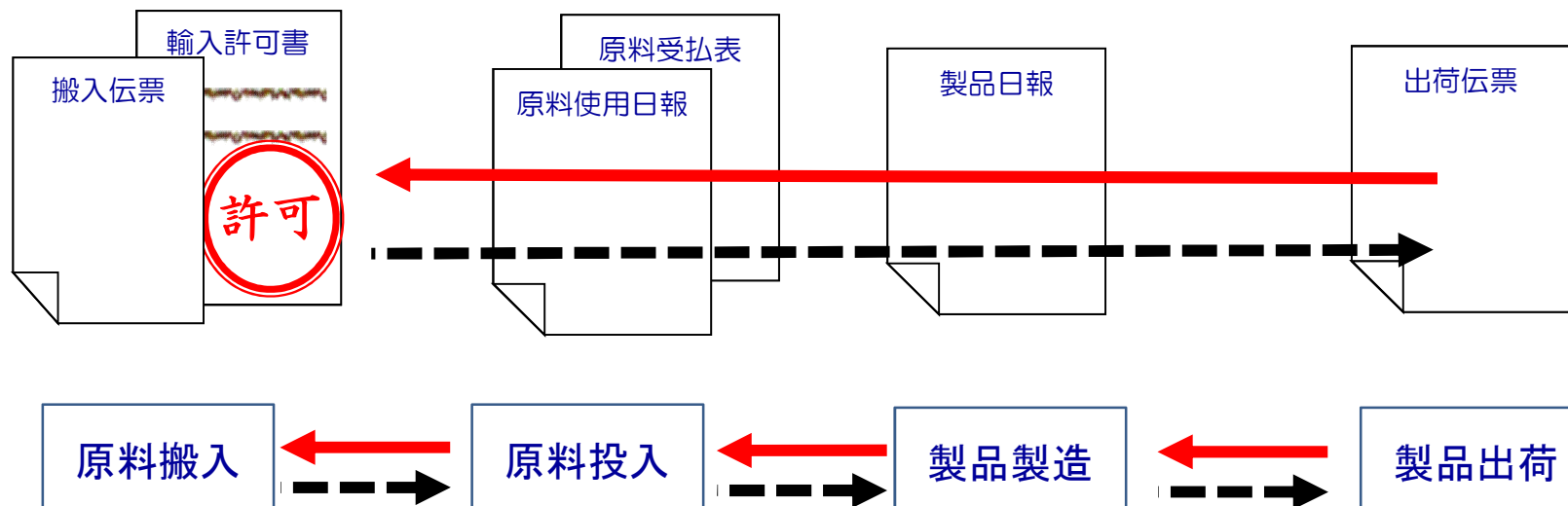


5 大事なこと ①

■トレーサビリティ

原料の搬入から製品の搬出まで、関係帳票でトレースできること

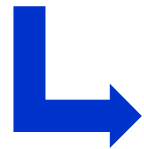
製造された製品について、いつ、どれだけの原料が製造工程に投入され、いつ、どれだけの量のものが製品として計上されたものであるかが、明確に分かる体制が整備されていること！



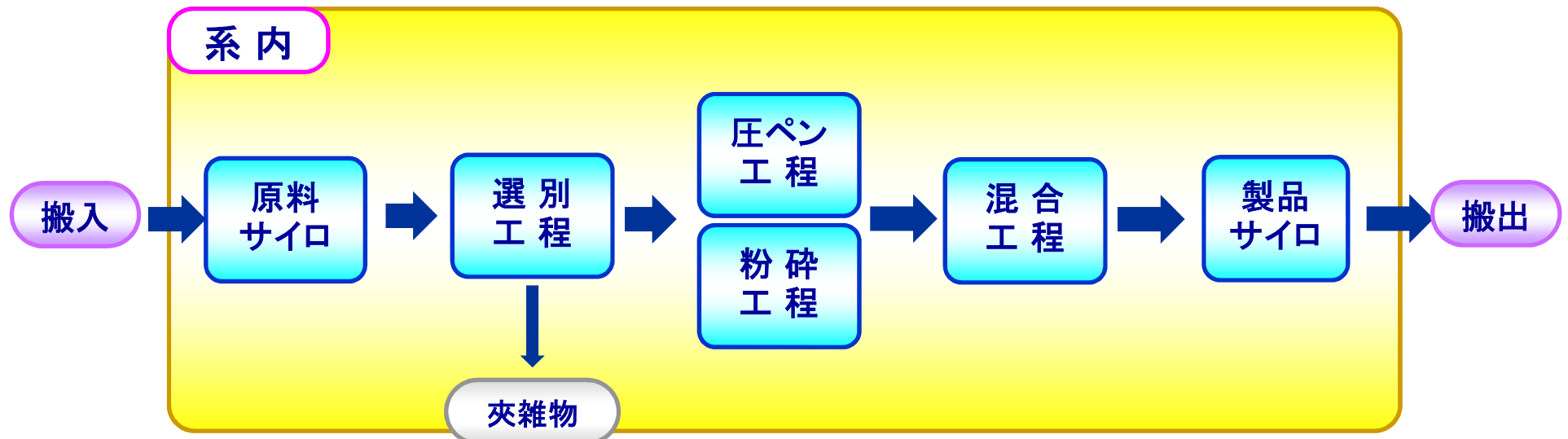
6 大事なこと ②

■貨物管理

製造工程の系内から系外に出るものが確実に把握できること。



製造工程を一つの系内と考えた場合、その系内から系外にいくつもの数量が把握できること！



7 主な手続き

▼ 輸入の手続き(限定申告など)⇒ 通常は通関業者！

▼ 原料品の搬入(計量など)



▼ 飼料の製造(粉碎、加熱圧ペン、混合等)

▼ 製品の搬出(バラ出荷は要件に注意)



▼ 棚卸の実施(実施要領あり⇒原料使用数量の確定)

▼ 製造終了届の提出(翌月10日まで)



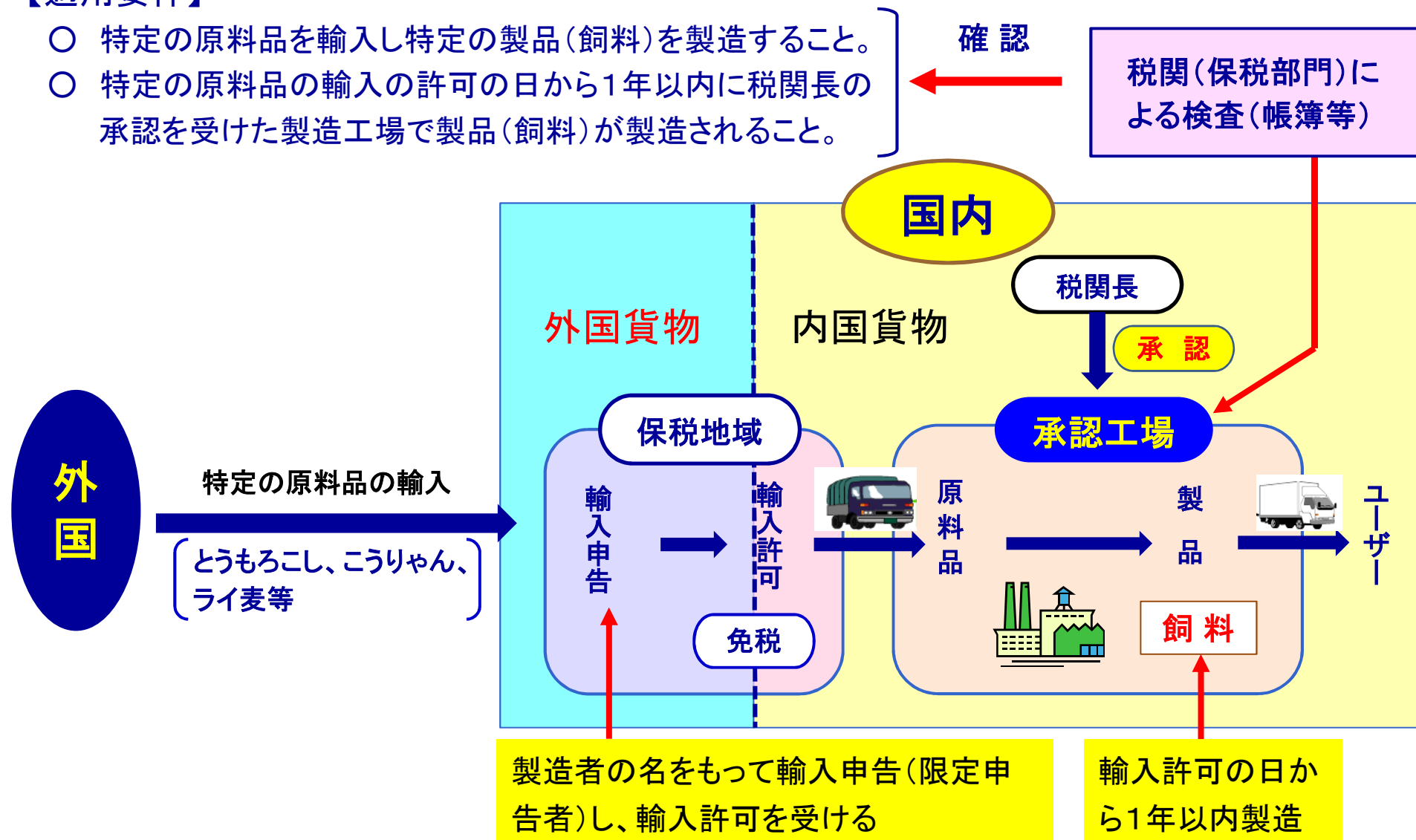
8 免税制度の適用状況の確認

【適用要件】

- 特定の原料品を輸入し特定の製品(飼料)を製造すること。
- 特定の原料品の輸入の許可の日から1年以内に税関長の承認を受けた製造工場で製品(飼料)が製造されること。

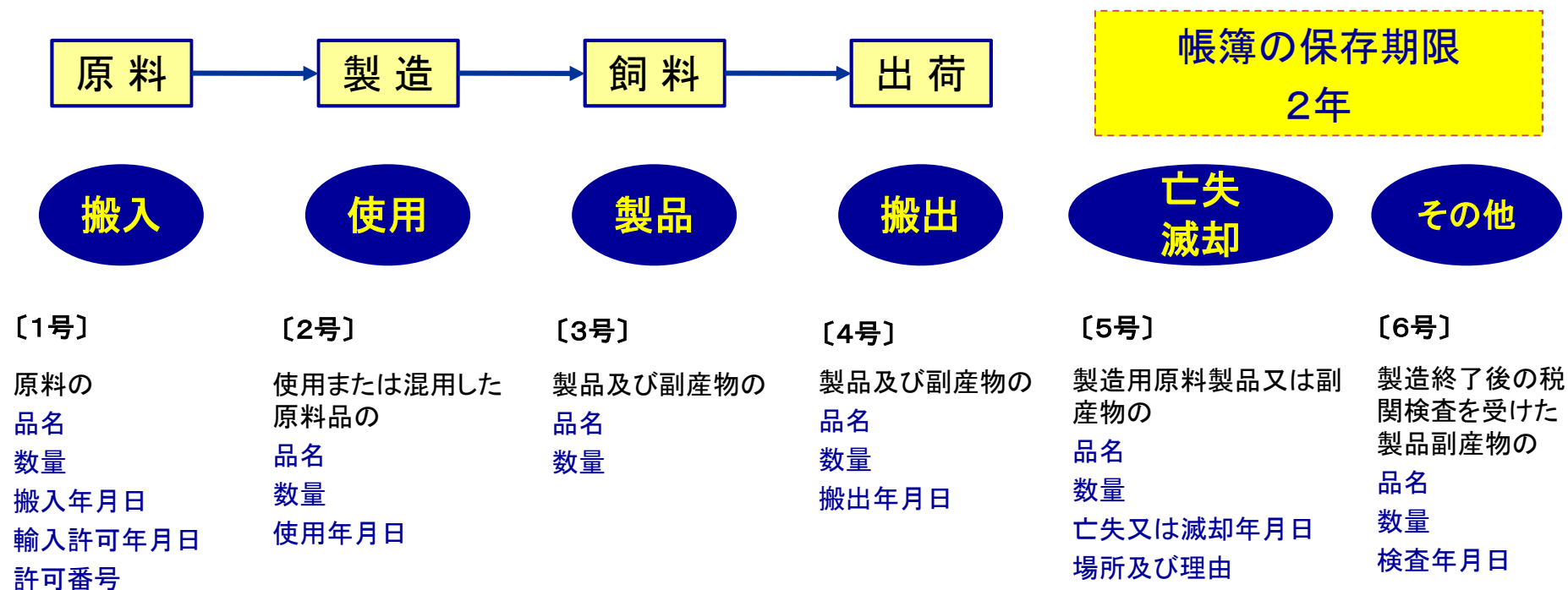
確認

税関(保稅部門)による検査(帳簿等)



9 義務・制限（① 記帳義務）

① 関税定率法施行令第12条1項（製造用原料品に関する記帳義務）



② 第2項 税関長が必要ないと認める事項は記載を省略することが可能

10 義務・制限（② 用途外使用）

【規定】

- 関税定率法第13条第6項
- 同法基本通達13-5
- 関税定率法施行令第10条

基本

製造用原料品の
用途外使用は「禁止」

（例外）

承認を受けずに
用途外使用

処罰の対象

（関税法第112条の2）

税関長の承認を受けたときのみOK！

腐敗・変質
・原料として
使用できない

用途外使用
目的からみて
やむを得ない

◆価値の減少がある場合、関税を軽減
【関税定率法第10条1項】に準じる

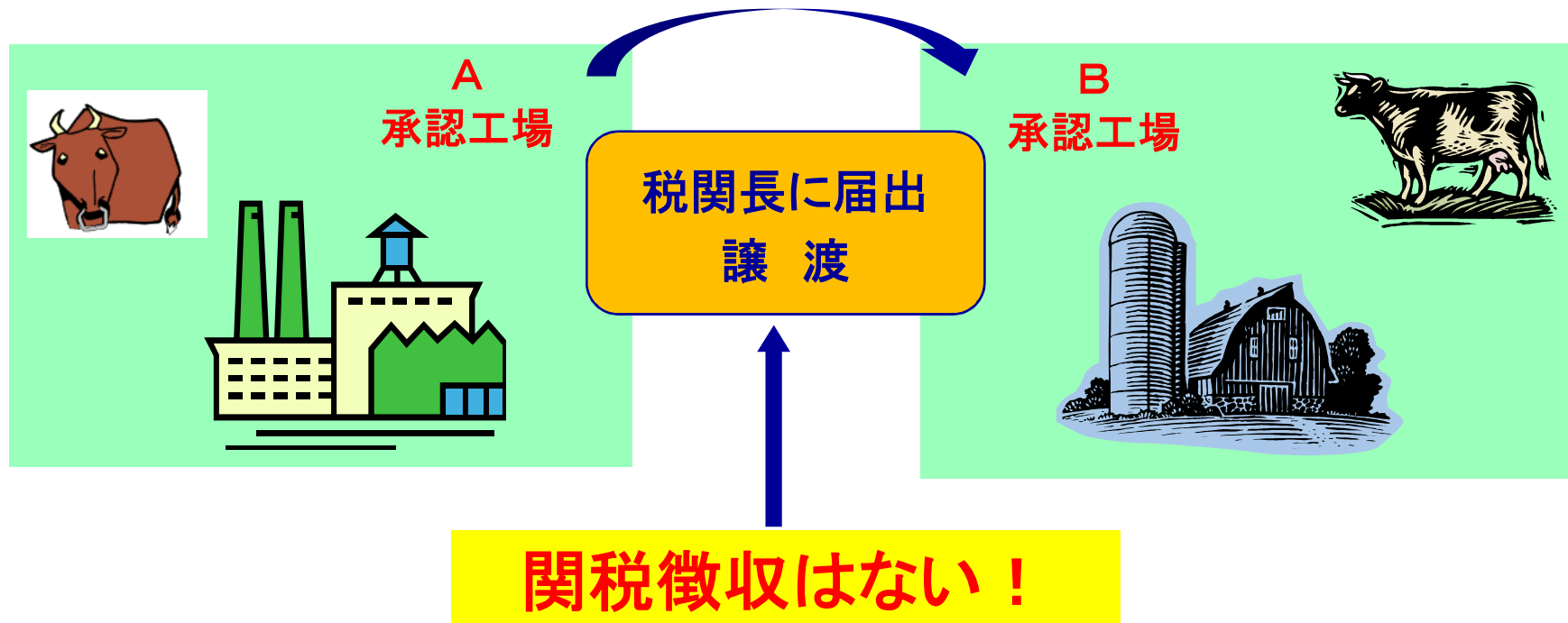
1年以下の懲役 又は
200万円以下の罰金

11 義務・制限（③ 譲渡）

【規定】

- 関税定率法施行令第11条の2
- 同法基本通達13-19

原料が不足している場合には、必要な手続きを行うことで、他の承認工場から譲り受けることができます。



12 義務・制限（④ 混用使用）

【規定】

- 関税定率法第13条第4項
- 関税定率法施行令第8条
- 同法基本通達13－12

基本

製造用原料品の混用使用 ⇒ NG !

減免税された
製造用原料品

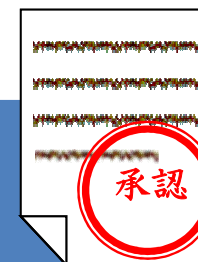
+

課税済原料品
又は
国産原料品

例外



税関長の承認を
受けたときのみ
OK !



混用使用ではない場合

減免税された
製造用原料品

+

減免税された
製造用原料品

その他の内貨原料
として、取り扱う

加熱圧ぺん
とうもろこし
(製造終了届提出済)

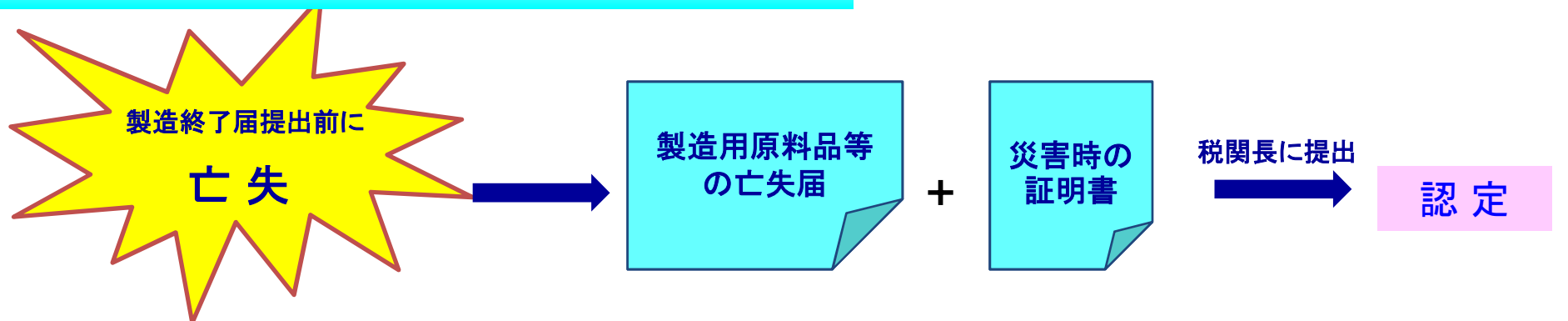
+

減免税された
製造用原料品

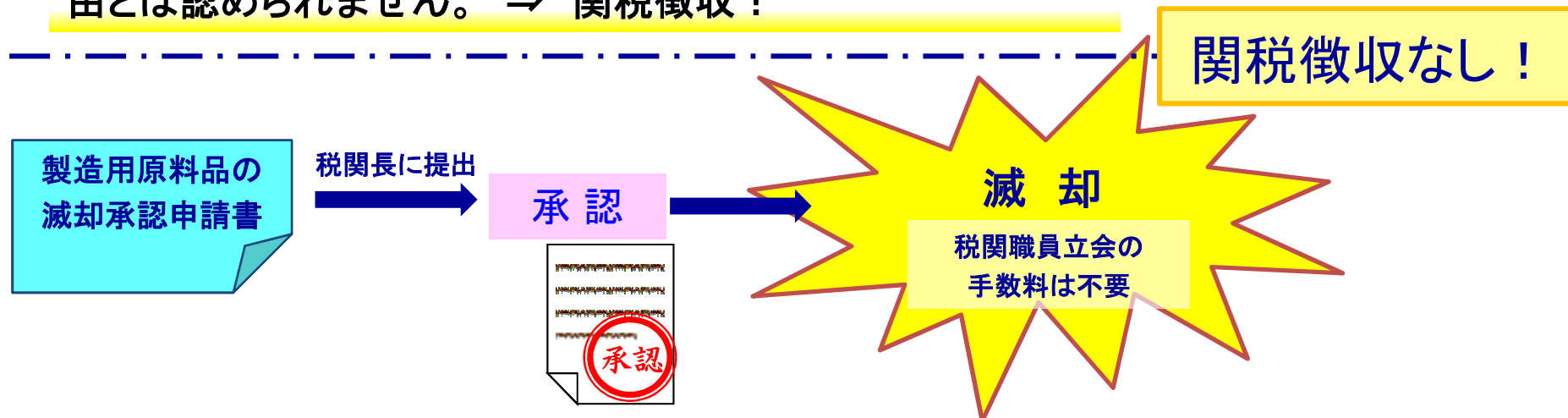
13 義務・制限（⑤ 亡失・滅却）

【規定】

- 関税定率法施行令第11条第1項(亡失)
- 関税定率法施行令第11条第2項(滅却)
- 同法基本通達13－17



ただし、単なる亡失(盗難等)は、災害その他やむを得ない理由とは認められません。⇒ 関税徴収！



14 義務・制限（⑥ 関税徴収）

【規定】

- 関税定率法第13条第7項
- 同法基本通達13－16

関税を徴収

用途外使用
(税関長の承認を受け 又は 受けず)
用途外使用のために譲渡

承認製造工場以外
の場所で製造

承認を受けずに、
同種の原料品の混
用使用

合理的な割合を下回っ
たとき

輸入許可の日から1年以
内に製造を終了しない
製造終了届を提出しない

減却

亡失

譲渡

関税を軽減

承認を受けて用途外使用
する場合で変質・損傷・価
値の減少がある場合

税関長への承認・届出等が行われた場合のみ
関税の徴収を免除！！

15 飼料製造の条件

免税原料品の輸入許可の日から
1年以内に、製品（飼料）を製造

【基本通達13-10】



家畜、家きん、魚類又はその他の産業用動物の飼料として使用されるもの

定率法施行規則の別表に掲げる
飼料の規格を満たすこと

● これらの規定に該当しない場合には、飼料を製造したものとは看做されないため、税関から用途外使用と判断される可能性があります。

関税徴収

16 飼料規格(施行規則別表)①

◆ポイント:食糧用に適さないような加工を行う必要あり!

配合飼料	配合割合
1 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の30%以上のもの	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉(魚荒かすを含む。以下この表において同じ。)、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の2%以上であること。
	色素(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第2第162号又は第163号に掲げる食用青色1号又は食用青色2号に限る。以下この表において同じ)の含有量が全重量の〇・〇〇12%以上であること。
	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の1の(1)の表に掲げる飼料添加物を含むこと。
2 糖みつの含有量が全重量の20%以上のもの(第1号に該当するものを除く。)	こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第六条に規定する原料品(砂糖及び糖みつを除く。)、オート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末又は麦ぬかの含有量の合計が全重量の5%以上であること。
3 砂糖の含有量が全重量の10%以上のもの(前2号に該当するものを除く。)	リジン塩酸塩の含有量色素の含有量が全重量の〇・〇〇12%以上であり、かつ、塩化ナトリウムの含有量が全重量の〇・1%以上であり、かつ、L—リジン塩酸塩の含有量が全重量の〇・1%以上であること。

17 飼料規格(施行規則別表)②

配合飼料		配合割合
4 その他	前段	こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品以外の原料品の含有量の合計が 全重量の12%以上 であること。
	中段	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリユブル又はフィッシュソリユブル吸着飼料の含有量の合計が 全重量の2%以上 であること。
	後段	こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品の含有量の 合計の50%以上 であること。

【施行令第6条】

ライ麦、バナナの粉、砂糖(乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度以上に相当するものに限る)、糖みつ、カッサバ芋及び甘しよ生切干(カッサバ芋及び甘しよ生切干にあつては、粉状又はペレット状にしたものを含む。)

単体飼料 (施行令6条)	こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したもの
-----------------	--

18 飼料規格の例 ①

《別表第4号 前段》

こうりゃんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品以外の原料品の含有量の合計が**全重量の12%以上**

例示



免税品：粉碎とうもろこし

内 貨：ふすま



88%

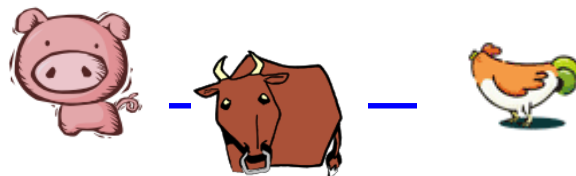
12%以上

19 飼料規格の例 ②

《別表第4号 中段》

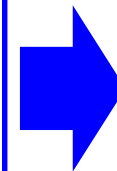
フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が**全重量の2%以上**

例示



免税品：圧ペンとうもろこし

内 貨：魚粉



98%

2%以上

20 飼料規格の例 ③

《別表第4号 後段》

こうりゃんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、

こうりゃんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品の含有量の合計の50%以上

例示

免税品：圧ペンとうもろこし

免税品：粉碎こうりゃん

内 貨：アルファルファミールペレット



80%

10%

10%

$$\frac{80\%}{80\% + 10\%} \div 89\% \geq 50\%$$

21 飼料規格の例 ④

免税品：	圧ペンとうもろこし	60%
免税品：	粉碎こうりゃん	10%
内 貨：	ふすま	15%
内 貨：	大豆かす	15%

① 別表第4項 前段

$$\frac{15 + 15}{100} = 30\% \geq 12\%$$

② 別表第4項 後段

$$\frac{60}{60 + 10} \div 86\% \geq 50\%$$

※ 飼料が前段と後段の双方に該当する場合は上位のものから適用される
⇒ 上記の場合は前段に該当。

22 承認工場の役割と責任 ①

- ◆ とうもろこしの関税率
50%又は12円/kgのうち、いずれか高い税率

例 示

とうもろこし(アメリカ産)
価格: 23, 562, 000円
数量: 996, 628kg



関税額
 $996, 628\text{kg} \times 12/\text{kg}$
 $= 11, 959, 000\text{円}$



良質・低廉な飼料の
畜産農家等への安定供給

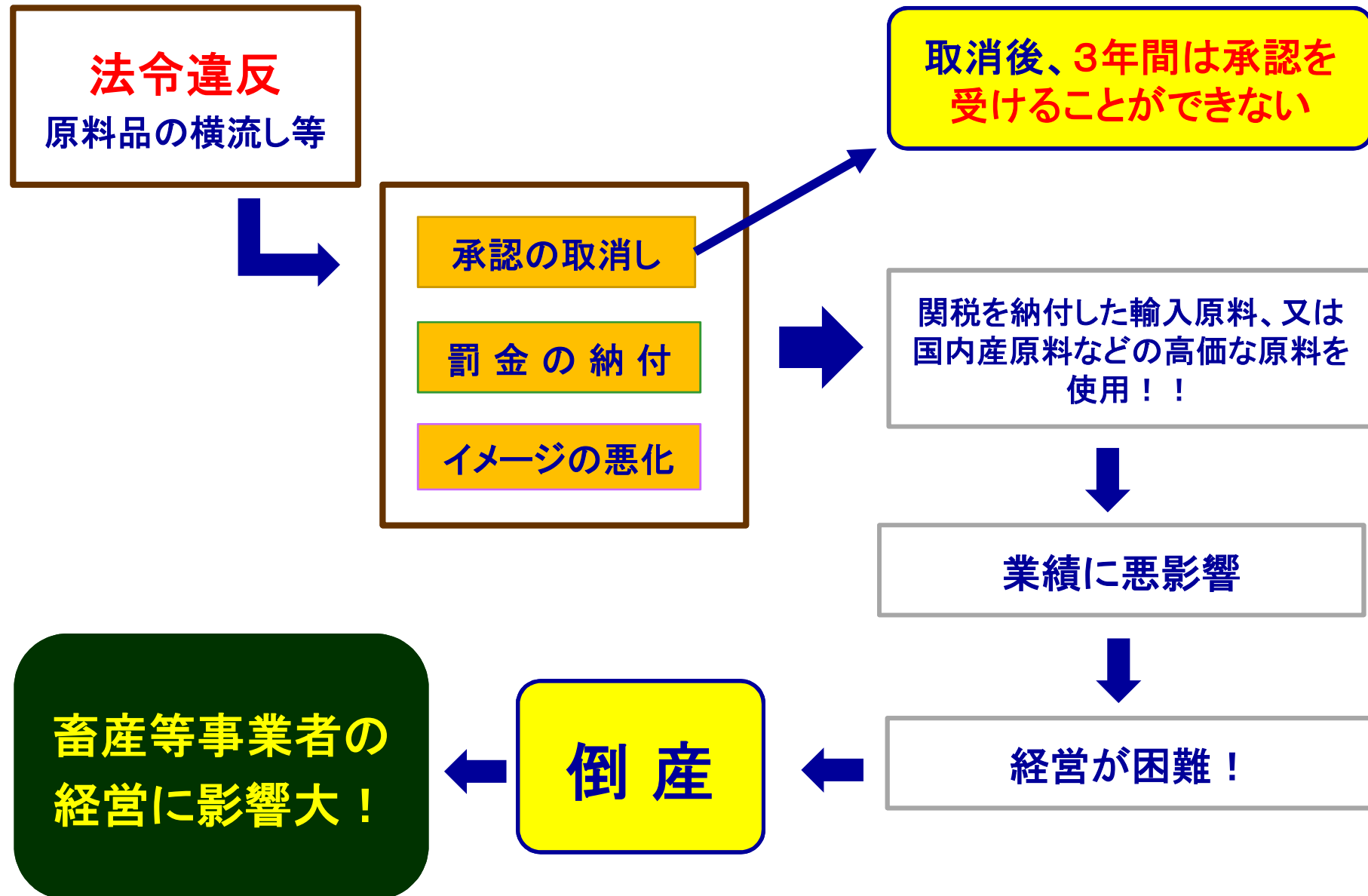


免税制度の適用により
**11, 959, 000円の
関税を免除**



畜産業、水産業等の育成と
国民生活の安定等を図る

23 承認工場の役割と責任 ②

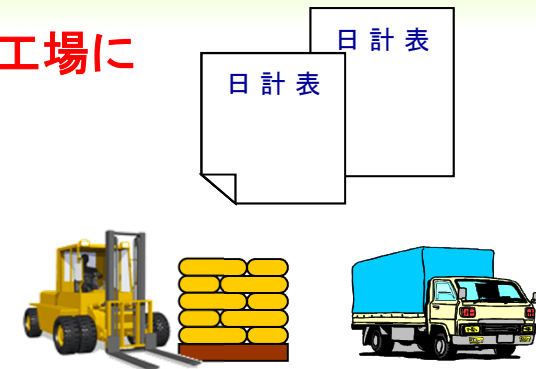


24 製品の出荷

【 規定：関税定率法基本通達13－14(1)ニ 】

製品の搬出は、取締上支障がない限り、製造終了届の提出前においてもできるものとし、**責任者に搬出の事績を明らかにした日計表を作成させて、製造工場に保管**させる。

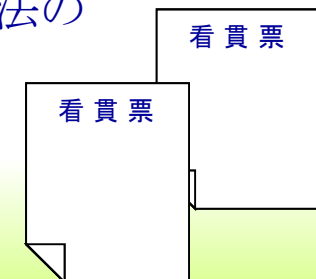
なお、飼料製造工場における「**製品のばら搬出**」については、次の各要件を充足するものについて認めて差し支えない。



- ばら製品のばら搬出数量は、出荷時にホッパースケールで計量した数量又は出門時にトラックスケールで計量した数量による。この場合において、**ホッパースケール又はトラックスケールの検定公差は、千分の一以下**でなければならない。

なお、ホッパースケール又はトラックスケールの精度については、計量法の規定による検査の際等の機会を利用して、随時確認するものとする。

- 製品の搬出に当たっては、責任者に日計表のほかに**看貫票又はこれに代わるものを作成させて、当該飼料製造工場に保管**させる。



25 終了届 ①

① 関税定率法基本通達13-14(1)イ~ハ

イ 製品(製品とは、完成品をいい、半製品は含まない。)の製造終了の届出は、製造終了届2通(保税監督部門用、交付用)を**翌月の10日までに当月分の製造の実績について承認工場所轄税関へ提出**することを求めるものとする。

また、前記13-7(協同組合に対する製造工場の承認)の規定により承認を受けた協同組合については、その協同組合に所属する個別の製造工場ごとの製造終了届を取りまとめて製品の製造終了の届出を提出する。

ロ 上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を省略し、提出された製造終了届の内容を審査することにより、検査に代えて差し支えない。ただし、税関長が必要と認めた場合は、当該届出に係る製品の見本を提出させ、必要な検査を行うものとする。

ハ 上記ロにより検査(審査)が終了したときは、製造終了届1通に検査済証明印を押なつし、製品検査書として届出者へ交付する。

26 終了届 ②

② 終了届の記載要領(留意点)

- $\frac{\text{理論含有量}}{\text{実使用数量}}$ 欄の分子には、「製造終了届明細表」に設けられている、「製造用原料品」の「理論含有量」欄記載数値の各免税原料品別集計値を計上する。
分母には、**棚卸方式**により確定した各免税原料品別実使用高を計上する。
- **棚卸方式**とは、各免税原料品の月間実使用数量を、以下の計算式により算出把握する方法をいう。

$$\left(\begin{array}{l} \text{前月棚卸時確} \\ \text{定した免税原} \\ \text{料品在庫数量} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前月棚卸時確} \\ \text{定した免税原} \\ \text{料品仕掛数量} \end{array} + \begin{array}{l} \text{免税原料} \\ \text{品の当月} \\ \text{受入数量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{当月棚卸時確} \\ \text{定した免税原} \\ \text{料品在庫数量} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当月棚卸時確} \\ \text{定した免税原} \\ \text{料品仕掛数量} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{当月製造された全銘柄製品の} \\ \text{製造に使用された免税原料品} \\ \text{の実使用高} \end{array} \right)$$

27 暫9条の2(日・豪EPA承認工場)①

◆定13条承認工場との関係

▼ 同様又は準用する事項

- ① 承認要件
- ② 免税条件(1年以内に規格を満たす飼料を製造すること)
- ③ 輸入申告(限定申告者＝承認を受けた企業名)
- ④ 記帳義務
- ⑤ 用途外使用(罰則有り:1年以下の懲役又は200万円以下の罰金)
- ⑥ 譲渡
- ⑦ 亡失・滅却
- ⑧ 関税徴収(⑤～⑦の場合には、税関長の承認等の手続きを要する)

28 暫9条の2(日・豪EPA承認工場)②

◆定13条承認工場との関係

▼ 相違する事項

- ① 定13条承認工場は全世界向け、つまり、米国、カナダ、欧州などから輸入される、とうもろこし等の免税原料品はすべて対象となるが、EPA承認工場では豪州産であり、かつ、豪州産であるとして輸入許可を受けている麦が対象となります。
- ② 定13条承認工場では、免税原料品と同種原料品との混用使用は原則、認めない取扱いとしていましたが、EPA承認工場においては、条件を付して認めることも可能としています。
- ③ 定13条承認工場では、原料品に係る同時蔵置は「糖みつ」についてのみ認めていましたが、EPA承認工場においては、これまでの経緯を鑑み、やむを得ないと認められる場合に限って、条件を付して認めることも可能としています。

29 暫9条の2(日・豪EPA承認工場)③

◆定13条承認工場との関係

▼ 相違する事項

- ④ 配合飼料の規格は、定13条承認工場に係る規格と同じですが、EPA承認工場に係る単体飼料について、以下のとおりとなっています。

単体飼料(小麦)	① ひき砕いたもの(小麦から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全体の30パーセント以上のもの) ② ひき割りしたもの(小麦から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全体の30パーセント以上のもの) ③ 加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの
単体飼料(大麦)	① ひき砕いたもの ② ひき割りしたもの ③ 加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの

30 暫9条の2(日・豪EPA承認工場)④

【留意事項】

- ① 日・豪EPA協定に係る免税原料品は、大麦、小麦のみです。
- ② 毎月10日までに提出する製造終了届については、定13条のとうもろこし等と暫9条の2に係る麦を同じ届出書に記載することになります。(承認期間が相違している場合には余白に記載)
- ③ EPA承認工場において、現在、米国産の大麦を使用しているが、今後、豪州産に切替える際に、在庫となっている米国産大麦と豪州産大麦が原料タンク内で混じる場合には、同時蔵置となります。

このような場合には、豪州産大麦をタンクに搬入する前に、必ず、米国産在庫数量を検尺のうえ数量を確定した後に、同時蔵置を行ってください。

また、このような場合には、**事前に税関へ相談**していただくよう、お願いします。

なお、上記の同時蔵置となる場合には、混用使用となる可能性があり、その場合には**事前に承認を受ける必要があります**ので、留意願います。

おわりに

門司税関管内においては、皆様のご協力をいただき、申請予定の工場のすべてについて、昨年6月までに承認を終えています。

今後とも、新制度の円滑な利用促進に向けて事務処理を進めていきたいと思っておりますので、不明な点等があれば、当部門までご連絡ください！

門司税関監視部保税地域監督官

TEL : 050-3530-8387

E-mail : moji-hozei@customs.go.jp

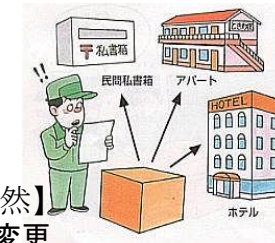
税関への情報提供について

○ 情報提供の事例

あなたの回りにこんな貨物や問い合わせがありませんか・・・？

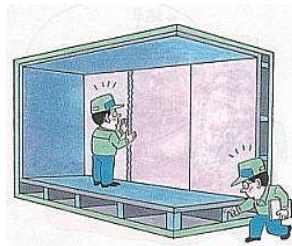
【外見が不自然な貨物】

- (1) 異常に嚴重な梱包がされている貨物
- (2) 開梱された形跡のある貨物
- (3) 同種の貨物で重量、寸法が異なる貨物
- (4) ケース番号、マークの色、書き方が他と異なっている貨物
- (5) 珍しい記号、目印のある貨物



【不自然なコンテナ】

- (1) シールが破損・改造等異常な場合
- (2) ペンキ、溶接跡が不自然である
- (3) 修繕・加工がされており、素人工事である
- (4) 天井、壁がベニヤ・鉄板で覆われている
- (5) 外壁に不審な加工がされている



【配送先が不自然】

- (1) 急な配送先の変更
- (2) 特定の貨物について配送を急ぐ
- (3) 貨物を駐車場、アパート、ホテル、私設私書箱へ配送させる

【通関依頼が不自然】

- (1) 通関を異常に急いでいる
- (2) 暴力団らしき者からの依頼
- (3) 蔵置場所、名義者が転々としている
- (4) 一見の客と思われる者からの依頼
- (5) 内容点検、税関検査に異常な指示・注文がある



【不自然な問い合わせ】

- (1) 輸入名義人以外からの問い合わせ
- (2) 特定貨物について頻繁な問い合わせ
- (3) 身分を明かさない電話での問い合わせ
- (4) 連絡が一方向的で、相手の連絡先が不明



【取引形態が不自然】

- (1) 荷主以外からの保管料等の支払い
- (2) 仕出地、中継地等のルートが不自然

搬出入・蔵置中の貨物、何かおかしいと感じたら、些細なことでも直ちに責任者に伝え、税関へ連絡を！